

川崎市幸区公告第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法
（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年9月11日

川崎市幸区長 山口 美穂

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）